

裁判にみる「社会通念」と在日コリアンの民族名

尹チョジャ*

【目次】

- I はじめに
- II 静岡の裁判の疑問点—民族名を否定する社会の中で
- III 国の責任を訴えた金稔万さんの裁判—「イルム裁判」
- IV 日本籍コリアンの民族名裁判
 - 1 わたしが民族名を名のようになった背景
 - 2 我が子に民族名をつけて
- V 在日コリアンの民族名 vs 「通名は社会通念で認められている」
- VI おわりに— マイノリティが民族名を名のる意味

I はじめに

2014年10月、静岡地裁である判決が下りた。日常生活で通称名の日本名を使っていたAさんが、勤務先の社長から本名を名のれと強制されたのは人権侵害だと訴えた裁判である。原告の韓国籍のAさんの主張が全面的に通って、社長がAさんにたびたび「本名を名のったらどうか」と言ったことは、不当であると認めた。理由は、在日コリアン¹⁾が通名を使うことは「人格権」「自

* 韓国外語大学博士課程

1) 国籍に関係なく、朝鮮半島にルーツがあり、日本人でもなく本国の人でもない者という意味で在日コリアンの用語を使う。

己決定権」で正当であり、在日コリアンの通名は一般の社会通念として認められているものだ、ということである。また社長が、社員らの前で A さんが韓国人であることを公表したことはプライバシーの侵害であるとした。

判決後の記者会見で、原告の A さんは「喜んでいる。これからも日本名で生きていきたい」と述べた。

これまで、日本社会が在日コリアンに日本名や日本式の読み方を押し付けている、と告発する裁判はいくつかあった。しかしそれとは逆の主張の「本名を押し付けられたくない、自分は通名を名のりたい」という裁判は初めてであり、しかも原告の A さんが勝ったことで衝撃を受けた人もいたと思う。ただ、在日コリアンの生活者にとっては遅かれ早かれ A さんのような主張を公然とする人が出てくることは予想できた。この問題を、A さん個人の問題としてとらえて「そんなに日本人になりたいなら、帰化すればいいじゃないか」と切り捨ててしまうのではなく、在日コリアンの名前について考えるよい機会として活かすべきだろう。

在日コリアン 34 世の若者の中には、この裁判に共感する者がいたと推測する。この裁判は、本名の民族名を名のりたいと考える在日コリアンが減って、通名の日本名を名のりたいという人が増えてきた反映として起きた、と考えるべきではないだろうか。

なぜ、通名を名のりたい在日コリアンが増えてきたのだろうか。なぜ、通名の日本名を名のりたいのだろうか。いったい、在日コリアンにとって名前とは何なのだろうか。

わたしは、在日コリアン 15 世の父と日本人の母から生まれた日本籍の「ダブル」²⁾である。アイデンティティは行ったり来たりしたあげくに、26 歳の

2) 国際結婚（事実婚を含む）で生まれた子どもは「ハーフ」「ダブル」「ミックス（ルーツ）」
といろんな呼ばれた方をされるが、ここでは複数の文化を持っているという意味を強調して「ダブル」と呼ぶ。

時から父の民族名の尹姓と照子というファーストネームの民族音読みで、尹チョジャと名のり始め、1989年に家庭裁判所の審判を経て、日本の戸籍を「尹」姓に変更させた。そういう立場から、この判決について考えたことを述べてみたい。

II 静岡の裁判の疑問点—民族名を否定する社会の中で

原告のAさんがなぜ法律上の民族名でなく通名を名のりたのか、社長がなぜ「本名」を名のらせたいのか、判決文ではまったく触れられていない。一般的に、裁判の原告は陳述書で自分の思いを事細かに述べて、裁判長の心を動かそうとするものだが、その様子はいかがかえない。だから、原告が通名を使用する意味も浮かび上がって来ない。この判決では意図や背景に触れられないままに、在日コリアンの通名が「人格権」「自己決定権」と判断されている。

原告のAさんが「帰化」をできなかつただけではないかと憶測する向きもあるが、裁判の原告になることで、周りに韓国籍であることを知られても動揺しないAさんが、通名で生活しなければならない、何か切羽詰った事情があったのではないだろうか³⁾。

在日コリアンは本当は本名で生活したいが、やむをえず通名を使っているのだと考えるのが、だれでも知っている常識だと思ってきた。在日コリアン1世

3) 裁判の傍聴者の話によると、Aさんは父親から「おまえは100%日本人だ」と教えられてきたという情報がある。Aさんの父親は日本人の母親の連れ子で、養子縁組で韓国籍になったケースであるという。原告のAさんの父が、血統的には日本人であるとする、Aさんはダブルの可能性があり、さらにAさんの実母が日本人であるとしたら、Aさんは血統的に100%日本人ということになる。その場合、Aさんの出生時期は1985年の父母両系への国籍法改正前であるから、父系の韓国籍を継承し、血統と国籍が不一致になる。

の証言だけでなく、多くの歴史学者によって伝えられてきたからだ⁴⁾。「差別があるから民族名を名のれない」と考えるのは、在日コリアンの間での常識だったが、日本人の多数派の常識ではなかったようだ。

日本人の多くは「創氏改名」の歴史も知らないし、それどころか「日本に在日朝鮮人がたくさん住んでいるのはなぜか」という疑問にも答えられない。もっと言えば、在日朝鮮人の存在すら知らず、関心さえ持たない人もいる。

日本の公立学校では、在日朝鮮人問題を取り扱わないし、ましてや「日本の朝鮮支配と戦後の在日朝鮮人政策の結果で民族差別がある」ことも教えない。残念なことに、知らないのは日本人だけでなく、日本学校だけに通って育った在日コリアンも同じである。

わたしも26歳になってから、在日コリアン集住地域の勉強会で地域運動に関わる友人たちに在日コリアンの歴史を教わるようになった。わたしが長い間かかえていた「なぜ朝鮮人が日本に住み、日本で生まれるのか」という疑問は、歴史を知ることで理解できた。

4) 金一勉『朝鮮人がなぜ「日本名」を名のるのか』(1978)は、日立就職差別裁判、NHK一円訴訟、「本名を呼び名のる」運動の発展過程を克明に調査して記述している。通名を使わなければなぜ仕事を続けられないか、について、当時の社会状況や生活者としての意識状況が再現されている。在日コリアン一世の肉声を伝えたライフストーリーとして貴重である。また崔昌華『名前と人権』(1979)や、宮田節子・金英達・梁泰昊『創氏改名』(1992)、水野直樹『創氏改名』(2008)は、8割以上の在日コリアンが通名を使い「創氏改名」を引きずって生活するようになった経過をくわしく述べ、元凶とされる日本の「創氏改名」政策のねらいも分析している。伊地知紀子『在日朝鮮人の名前』(1994)は、「帰化」や「日本籍朝鮮人」の名前とアイデンティティにも言及している。その他小熊英二・姜尚中『在日一世の記録』(2008)集英社新書の中には、鄭小鎔(チョンソヨン)さんが依頼した弁護士から「朝鮮人は、普通のときは一つだけけど、何かあったら二つも三つも名前が出る。やりづらくてしょうがない」と言われたので「おまえ、それもわかんないくせに弁護士になったのか。おまえたちがやらしたんじゃないか。好きこんで谷口と名前つけたんじゃない」と怒鳴りつけ、弁護士を謝らせた話が載っている。

ところで福岡安則・金明秀が行った調査⁵⁾によると、在日コリアンの多くの若者は、「差別からのがれるため」でなく「日本名に愛着があるから」自主的に通名を名のっていると答える若者の数が上回った。在日コリアンの世代交代が進み、自由な選択で通名を選択しているというのだ。

在日コリアンが背負わされてきた創氏改名の歴史の影響は大きく、植民地から解放された後も、自分の民族名の回復はおろか、子どもに民族名の名前をつける親は少なくなり、生まれた時から日本語読みの日本名しかないものが多い。

わたしの親戚も同様で、朝鮮語読みを想定していない3文字の漢字で名づけられた者ばかりで、いとこの一人が朝鮮学校に通うことになった時は大変だったようだ。当時の朝鮮学校では、「子」のつく名前はあまりにも日本人的だという理由で、漢字を入れ替えるなどの「改名」が行われたそう。また、民族名に変えようと朝鮮語読みを試みたら、たとえば「雄治」がウンチとなるような場合、ファーストネームは日本語読みのままにしたという話が多い。生まれた時に日本的に読むことを前提にした名前しかない一例としてよく聞かれる。

そして、民族名に対する意識は、もともたないものであるから、自分の名前を朝鮮語で何と読むか知らない在日コリアンは多い⁶⁾。1世と共に暮していた家庭では朝鮮語で呼び合ったり、イモ・コモなど朝鮮語での親族呼称が使われたりした。また2世では民族名と日本式の名前の二つを持っている人も多かったが、朝鮮語を知っている世代が減り、子どもの名づけも日本名だけになってか

5) 福岡安則・金明秀『在日韓国人青年意識調査』(1994)は、どちらの名前を名のるか、被差別体験はあるか、などアイデンティティに関わる質問を行い、800名に及ぶ調査データを集めて分析した。

6) 金東勲監修『韓国・朝鮮人名仮名表記辞典』(1975)は「本名を呼び名のる運動」を担う教師たちの協力で作られ、日本学校に通う在日コリアン生徒のいる教育現場で頻繁に活用された。

らは、在日コリアンは生活の全てにおいて日本名で呼び、呼ばれる姿が一般的だろう⁷⁾。一步家の外に出れば、日本人になりすます生活に在日コリアンはいつか慣らされてしまって、民族名は不要なものと考えようになってしまったといえる。

民族名は、在留資格を示す書類上でのみ記載されているということになる。めったに目にすることもない、民族の姓や民族音読みの名前が身近に感じられず、日本名が生活の中に染み込んでいるのは自然のなりゆきだろう。

2年前までは外国人登録制度があり、16歳になると、本人が学校を休んで役所に出向いて登録した。指紋押捺制度もあった時代には、外登証を持たされる時に屈辱感も一緒に味わうことになり、はじめて外国人だと自覚させられた、という話もよく聞いた。

特別永住の在留資格を持つ、植民地時代に渡日した人々とその子孫は、住民票に記載されるようになり、国際空港の入国審査も日本人と同じ列になった。家庭でチェサなど民族伝統の行事をすることも少なくなり、多くは日本学校に通って育ち、外見上も考え方も日本人と変わらなくなっている。日本での定住が100年以上に及び、5世が生まれている時代になり、自分は日本人で、日本式のルールに合わせていけば十分幸せになれると考える在日コリアンがいても不思議ではない。いちいち在日だと主張したり、こだわったりする方が不合理でスマートではないという考えも理解できないことはない。

それは、日本人との「共生意識」が深まっている表れだとも考えられる。在日コリアンは日本人に囲まれて生活しており、家族・親戚以外に同胞のコミュニティや民族組織に接する機会は、少なくなっている。周りの友だちや同僚は日本人ばかりであり、日本名で日本語読みの方が日本人にとって呼びやすく、

7) 1940年の創氏改名令の以前から内地（日本）では、法令に先行して、日本式の名前で生活することが余儀なくされていたようだ。わたしの父は8人兄弟の長男であるが、1940年以後に生まれた4人の妹弟には民族名がなく、族譜にも載っていなかった。

自分も溶け込みやすいと考える。日々が無意識の同化である。

日本人に配慮し、親近感を大切にする行為は親和性を高めるためのよいことだとする見方もあるが、「違い」を消した「共生」は、対等ではないだろう。

マイノリティの側の朝鮮人が自分の文化背景を薄くして合わせていけば、確かに摩擦は少ない。違いがあらわになる「引っかけり」がないからだ。わたしも保護色のように日本名を使いたくなることはある。

つれあいの実家に行くとなわたしは「てるこさん」と呼ばれる。30年以上も前、「その名前（ユンチョジャと）は呼べない」と言われ、日本人の夫の両親から結婚を反対された記憶がよみがえることがある。「てるこさん」に慣れきっているはずなのに、わたしにとっては屈辱の象徴のままである。

在日コリアンが日本名を「これが自分の名前だ」と好んで使っている場合⁸⁾、日本人からの印象はとても良いものだろうと想像できる。名前は相手との文化の違いを浮き立たせるものだから、慣れた日本語の発音で日本語の文字が使われているだけで親近感が増すが、反対に読みにくい、呼びにくい名前だと感じると、戸惑ってギクシャクしてしまう。マイノリティが自分を主張しすぎている、日本に合わせる努力をしていない、と誤解して抵抗感を感じる日本人も多い。日本人の多くが、多文化との接触や共生経験が少ないからだろう。

8) 「当人達の希望により」という理由付けは、権力者の常套手段である。当事者に不利なことを決める時、文句を言わせないための正当化である。1940年の創氏改名令も「朝鮮人の希望により」採用したと宣伝する記録が残っている。外国人登録証において通名の併記記載を制度化する時も、「在日朝鮮人の希望により」行ったと記録されている。

植民地時代から、朝鮮人はやむを得ず日本名を使用してきたおり、解放後も引き続き日本に留まった在日朝鮮人が、民族差別から逃れるための生活の便宜として通名を使用し、それが定着してしまったという歴史は消されてしまってよいのだろうか。その結果「社会通念」が作られてきたとはいえないだろうか。そもそも、通名が（本名機能を果たし）認められて、ごく普通の姿になっているということ自体が、奇妙なことではないのだろうか。

Ⅲ 国の責任を訴えた金稔万さんの裁判－「イルム裁判」

この静岡の裁判の前に、「イルム裁判」と呼ばれる金稔万（キム・イムマン）さんの裁判があり、対照すべき点が多くあるので見ておかなければならない。

彼は、日雇い労働の際、孫請け会社の手配の事務担当者から「通名で行ってくれ」と言われ、ヘルメットの民族名のシールをはがして捨てられ、通名のシールに付け替えられた。抗議は通らず、従うしかない力関係の下で、日々の収入を得るためにしぶしぶ通名で4ヶ月ほど働いた。しかし、屈辱感は消えず、通名の押し付けは人権侵害であるとして、2011年、雇い主・中間元請会社・親会社の大林組、そして後には国を訴えた。

雇い主が事務上の「手間」を省くために⁹⁾、金稔万さんを日本人扱いして現場にいれようとして通名を強制したのだが、その行為を判決文は「害意はなかった」と擁護した。その理由は「在日コリアンの通名は社会通念上是認されている」からだとして述べている¹⁰⁾。

しかし、「名前の氏名権は、人格権の一部をなす」という崔昌華さんのNHKを相手取った「1円訴訟」最高裁見解（1988、2、16）を引用するのであれば、創氏改名によって奪われた名前を使うことは、何よりも優先されるべき人格権であると言えるはずである。

9) 「不法就労防止」のためハローワークに「外国人の就労状況を届ける」制度がありと元請けから指示された。その手間を省くために、孫請け会社は金稔万さんを日本名で登録させようとした。実際には特別永住者は届け出る必要がないことを孫請け会社は知っていたが、元請け会社に対して間違いを指摘せず、元請けの言うなりにになった。

10) 「在日韓国人に関する通名による呼称は、……氏名としての機能を有し、我が国の社会一般の認識として是認されてきたものである。そうすると、通名の呼称や通名の使用に関する全ての行為が当然に不法行為となるものではなく、……害意をもって、ことさらに……ない限り、通名による呼称や通名の使用を求める行為は違法性のないものとして容認されるべきである」（2013年11月26日大阪地裁判決2（1）エ）

在日コリアンにとっては、名前は死活問題である。だから今でも8割の者が通名を使うのである。その原因を考えず、「みんなで通名を認めてきてやったじゃないか、こっちから通名使用を求めたって、いいだろ。悪気じゃないんだから」と言っているように読める。

原告の金稔万さんが挫折や葛藤をくり返しなが、民族名を名のようになるまでの道のりを知り、金稔万さんが何故裁判にふみきったのかの理由を知ることが大切である。なぜなら金稔万さんにとって民族名を名のことは、小さい時から否定されてきたために生じた劣等感をふり払い、人間としての尊厳を奪い返す行為であったからである。

そして金稔万さんは、通名を強制した会社だけでなく、国をも訴えた。日本政府が在日コリアンに通名を使わせることによって差別を覆い隠してきたこと、そうして民族差別を改善する努力を怠ったため在日コリアンが人間性を奪われてきたこと、その責任を訴えた。

なぜ国をも相手取って「イルム裁判」を起こすに至ったのか、その背景を理解するために、名前についての考えがどのように変わっていったかを、金稔万さんの語りから要約してみたい。以下は、「在日コリアンの声を記録する会」による金稔万さんへインタビュー（『集英社新書 WEB コラム・在日2世の記憶』(2014)）及びわたしが金稔万さんから直接聞いた話をまとめたものである。

金稔万さんは、小学生の頃に近所の在日コリアンの友だちがいじめられているのを見ながら自分は何もできなかったという。その子と親しくしていると自分もいじめられるかもしれないと彼女を避けるようになった。そして、そのうち自分の母親さえも「服装も話し方も1世の「チョーセン」丸出しやし、道で会うのも嫌でね。……学校なんかの授業参観でも嫌で嫌でしょうがなく、……」と疎ましく思ったことを正直に語っている。

彼はずっと通名で暮らしていたが、高校時代に「(人権教育を)やりすぎて飛ばされてきた先生」に出会って、李珍宇のことを教えられたことが印象に残っているという。

金稔万さんの人生の転機は、父親に勧められて民団の春季学校に参加し、その時出会った同胞に誘われて、大学入学後民族サークルに入ったことだった。彼は初めて自分の名前の朝鮮語読みを教わった。

東九条（京都）の在日コリアン集住地域での活動にも関わり始めた。同胞の『サークル・在日』にも参加して本格的に活動しようとしたが、その矢先に姉が自殺してしまう。姉は高校に入るころから精神的に不安定になって「『なんで朝鮮人に産んだ』と叫んで母親に物をぶつけたりして」いた。

それ以来、「地域活動もやる気が失せてしまって、家業を手伝いだした」。「名前は卒業後に通名に変えた。親父が『商売で本名なんてありえない』という人やったから。後で名前で裁判起こすときも猛反対やった。」

「家業を手伝っているときに、結婚して子どもも生まれた。朝鮮語読みでも日本語読みでもほぼ同じ音の名前をつけた。俺もその時は通名名のっていたけど、『いずれは』という思いもあったし。」

15年働いた父親の経営する会社が倒産した時「ごっつ気が楽になって」「解放感でいっぱいやった」と語る。妻子とも別れて暮らすようになり「一人になった後、名前も本名に戻した」。

彼は「一人できる」ことをやりたいと考え、民族名で果物の行商を始めた。

そのうち自主映画を撮りたいと思い、行商で儲けた金でカメラを買った。映画を撮る資金を稼ぐため、日雇労働で働くようになった。民族名の「きむ」のヘルメットをかぶり、すでに1期工事の期間中は働いていたにもかかわらず、2期工事の開始で事務担当者の勘違いがもとで、通名を強制される事件が起こってしまう。

彼は多くの在日コリアンが通名を名のことについて、「(民族名で) やれるのは恵まれてるし、個人の勇気や努力では限界やと思う」と語っている。しかし、「一人でやれる」仕事ならよいだらうと、個人で商売を始める。「本名で刷った名刺」を配り、「それで、何か言われたことはなくて、本名で行くのによっと自信がついた」と語っている。「底辺の仕事っていうのもあったと思うわ。

セールスマンでネクタイしめて本名の名刺渡したら大変やと思う。大学の先生とかなら別やけど、サラリーマン特に外回りの営業で本名の名刺配って歩くのは難しいと思う。逆にいうたら自由業は名のりやすい。」と述べている。

「本名で生活すると見えてくるものがあつた」と語り、(民族名を使って)在日同胞と出会うようになり「出会わなければ何もはじまらない」とも語っている。

また、裁判を振り返って「やってよかったと思う。」と述べている。なぜなら、金稔万さんは名前をめぐる裁判の歴史について調べたことで、普段向き合わないことに「向き合わされた」からだと言う。

李珍宇が獄中で朴壽南との往復書簡を通し「目覚め」「自分を回復して」「『名前』を取り戻す過程、それを知りたいと思った。」と自身の変化を語り、「そこを追体験せんかったら、何が今の問題かわからへんのちゃうかな」と述べている。

彼が再び民族名を名のるのは、「一人になって」「一人でできる」ようになってからだった。だれでも、家族の生活を守るという責任の前で、自分のせいだ失敗することを恐れたり、民族名では生活できないのではないかとくじけたりする。

金稔万さんは、民族名を名のることはリスクが高いと考え、家族を巻き添えにはできないと思ってきたのだろう。民族名で生きる見通しが立たないほど、在日コリアンは、身近な同胞たちが民族差別にあうのを見聞きして育ってきたからだ。しかし、民族名を名のった後の彼は、まるで重しから解き放たれたように、映画監督をめざした修行、イルム裁判の組織化、日韓を往復しての映画撮影など、大胆に挑戦していった。現在の金稔万さんからにじみ出る気魄は、民族名を名のることが新しい人生への跳躍台だったことがわかる。

金稔万さんは、通名同士でいた時は互いにすれ違って出会えて来なかったが、在日コリアン同士が出会うことの大切さを語っている。彼が大学で同胞のグループに入った時のことを、「俺は民族学級とも無縁で、いわゆる本名宣言

なんてやったことなかったんやけど、同胞に囲まれて、互いの本名を呼び合う体験が良かったし、大事やと思う。」と述べ、その経験が彼を支えてきたことをうかがわせる。

このように、金稔万さんが民族名を名のろうと努力してきたことは、彼が人間としての誇りや自尊心を取り戻そうとしてきた過程だったことがわかる。民族名を名のることは、彼にとっての「自己解放」そのものではなかっただろうか。しかし、2年間の闘いの末に出された金稔万さんへの判決は、金稔万さんの「名前の人格権」「自己決定」よりも、「在日コリアンの通名は社会通念上、是認されている」実態を優先させたものだった¹¹。

彼は、「取り戻そうと努力してきたものを踏みにじられた」と、痛恨の思いを述べている。

IV 日本籍コリアンの民族名裁判

在日コリアンの名前をめぐる裁判はいくつかあり、崔昌華さんがNHKに対して民族語読みを求めて起こした「一円訴訟」では、敗訴したものの、「氏名権は憲法で保障された人格権の一部をなす」（1988年最高裁）という画期的な見解を引き出した。

しかし、金稔万さんの「イルム裁判」も、静岡の裁判も、アイデンティティに深く関わる問題であるのに、裁判所の判決は名前に対する思いが、どのような生き方の中で形成されたかを見ようとしていない。

個人の「自己決定」を尊重するためにも、その結果だけでなく、そこに至る思いを理解することが重要だと考えるので、わたしが関わった、「民族名をとりもどす裁判」と、わたし個人の民族名を名のるようになったいきさつや、民族名に対する思いについて少し述べてみたい。

11) 金稔万さんの「イルム裁判」は、地裁、高裁で敗訴し、最高裁に上告したが、2014年上告不受理とされた。

わたしは、1984年に尹姓への「氏の変更」を家庭裁判所に申請した。しかし不許可となり、同じように日本籍であるが民族名を取り戻したいと思っている全国の仲間と一緒に「民族名をとりもどす会」を結成し、一緒に裁判を闘うことにした。世論に日本籍のコリアンの存在を訴える活動も行い、多くの弁護士ボランティアの協力により、改名裁判を行った。2回目の申請で1989年許可の審判を得て、わたしと二人の子どもは戸籍上も尹になった。

1 わたしが民族名を名のようになった背景

わたしは、7歳で父母が別れてから、日本人の母の親戚の側で育った。11歳の時「父親が朝鮮人だと周りに知られると就職も結婚もできなくなる。このことは口が裂けても他人に言うな」と母に教えられてから、自分をふつうの日本人ではないと感じてきた。日本人になろうと努力し、父のことを細心の注意をはらって隠し続けた。朝鮮をバカにすることばが友だちの口から吐かれるのを聞いて、体が硬直し背中が冷や汗で冷たくなったこともあった。

26歳の時、川崎南部の在日コリアン多住地域にある桜本保育園に出会った。ここでは、朝鮮人と日本人、障がいをもつ人が、互いにちがいを認め合って、コミュニティを作ろうと活動していた。幼い子どもは、固定観念なしに誰とでもつきあえる。日系人の友だちの長い名前も、朝鮮人の友だちの名前も、日本人の難しい名前もすぐに覚えて、本名で呼び合っていた。桜本保育園は園の方針として、外国人の園児の親たちに本名で入園させるよう呼びかけていた。

わたしは地域で子ども達を見守る運動にもボランティアとして参加し、ダブルを含めた在日朝鮮人青年たちに出会った。そこではじめて自分の名前の朝鮮語読みがチョジャであることを知ったが、わたしを「チョジャさん」と呼ぶ日本人との出会いがわたしには衝撃だった。小さい頃から日本人は朝鮮人をバカにし、からかったり、あざわらったりするものだとインプットされてきたので、朝鮮人を見下さないで朝鮮人との対等な関係を作れるということ自体に驚いた。

故梶村秀樹さんなどの歴史学者や、地域運動に関わっていたたくさんの人に在日朝鮮人の歴史を習い、日本人と共に差別問題をなくす運動に参加した。いつの間にか、わたしは朝鮮の文化やことばを美しいと感じ、身につけたいと思うようになっていった。わたし自身が朝鮮文化を下品だとか、つまらないとかいう偏見を植え付けられて持っていたが、感覚が変わっていくのがわかった。わたしは日本の学校しか通ったことがなく、民族のことばもできず民族文化のかけらもなかったが、「チョジャさん」と呼ばれる時わたしは心地よかった。わたしの中にあった劣等感も消えて行くようだった。朝鮮人の父がこの世に存在していたことをわたしだけは隠さず、誇りたいと心に誓ったことを果たせそうな気がした。わたしが「ふつうの日本人に生まれていたらどんなによかっただろう」「いっそ生まれて来ない方がよかった」と、産んだ母を恨んだり、朝鮮人の父を隠したりしてきたことは、地域の在日コリアンの友人たちの生い立ちを聞いて同じだと思った。「朝鮮」の二文字を抜きに生きて来られなかったし、これからも生きていけないだろうと分かり、父の姓の「尹」を名のるようになった。

そのころ、すでにわたしは小学校の教師になっていたが、教師として在日コリアンの子ども達に伝えたいことがあった。外国人でも日本の学校に通うことは権利であること、在日コリアンであることを恥じたり卑下したりしないで生きて行ってほしい、ということだ。わたしが民族名を名のることで、そのメッセージを伝えることができるのではないかと考えた。公立学校の現場では、出席簿や、それに基づく呼び名はもとより、公簿に当たる指導要録や卒業証書まで、平気で本名ではなく通名で記載するのに、その反対は許さない現実、抵抗したかった。

また、父への思いもあった。朝鮮で生まれ、2歳で家族と日本に渡ってきた父は、創氏改名の年に12歳であった。それ以来死ぬまで、1世の親から呼ばれる以外には朝鮮名で呼ばれることも名のることもなかった。父自身も通名を好んで使っていたようであるし、わたしに「親が朝鮮人であると言うな」と言っ

て隠させるような卑屈な父であった。父が奪われたのは、民族名だけではなく、朝鮮人としての誇り、そして人間としての自尊心、つまりは精神の自由を奪われていたと思う。奪われた父の自由な生き方を、わたしが民族名を名のことでとりもどしたいと考えた。しばらくは通称として「尹」を名のっていたが、日本の法律で奪った父の姓は、日本の国が認めて、日本の責任で回復させなければならぬと考え、家庭裁判所に戸籍上に「尹」を記載させる改姓を申し立てた。

1984年に横浜家庭裁判所に「氏の変更」を初めて申し立てた時は、利害関係人である母が反対したこともあり不許可の審判であったが、次のように民族名の意義を家庭裁判所が認めている。

「申立人の尹姓の通称使用の理由は、単に亡父への愛着に根差す個人的趣向にとどまらず、教師としての在日外国人児童、生徒の人権を尊重する真摯な教育実践を指向する点にあることが明らかであって、国際協調主義、基本的人権の尊重、法の下での平等などの諸原理を規定する憲法の趣旨にも合致するものとして評価し、かつ理解することができるものである。」
(1984年2月8日付審判)

不許可ではあったものの、この審判を出した裁判官は、静岡の裁判や金稔万さんの裁判と違って、わたしの思いを汲み取り、なぜ民族名を名のろうとするのかという背景に触れている。しかし、その後の民族名をとりもどす裁判も、金稔万さんや静岡の裁判まで、なぜその名前を名ののかという背景にまで触れた審判・判決はほとんどなかった。

これまでの経験をふりかえってみて、わたしは民族名を名のるまで、在日コリアンであるというリアルな実感が無かった。しかし民族名を名のってからの経験の一つ一つが、在日コリアンの歴史や生活への共感としてリアリティを伴って湧きあがったことを記憶している。民族名を名のることで、わたしは在日コリアンになってきたと言える。

2 我が子に民族名をつけて

尹という姓をわたしの子どもたちにも継がせたいと考えた。子どもが尹姓である限り、朝鮮のことを身近に考えてくれる子になるだろう、民族差別に対抗してくれる子になるだろうと考えたからだ。わたしが子どもにわずかしか朝鮮の文化を伝えられなかったとしても、名前だけは残るだろう、「この名前の由来はね」と民族名をきっかけにしてルーツを明らかにしていく子に育つだろうと考えた。それで最初の子どもが生まれた時、わたしたちは話し合っ、姓は尹で、ファーストネームの方は朝鮮語と日本語で同じ音になるような漢字をさがして名付けた。日本名と民族名を使い分けさせたくないで「名前はひとつ」がよいと考えた。

娘は民族保育と統合保育に取り組んでいた桜本保育園に入れた。しかし、周りは入園する時は民族名であっても、卒園し公立小学校へ入学するのを機に、日本の姓または本名の日本式読み方に変える子どもが多かった。6歳の娘がまさかその情報に動揺させられているとは思ひもしなかった。小学校入学を控えたある日、娘は「日本の名前がほしい」と言い出して哀願した。わたしはおろおろするばかりだったが、つれあいは「日本の名前はないよ」ときっぱり言ってあきらめさせた。しかしこのことから園長や保育士の先生たちが、懸命に取り組んだ教育実践は「日本の学校」の門の前でがらがらと壊される現実を知った。娘が保育園で習った韓国語の歌もことばも、すべて二度と娘の口から聞くことはなくなった。またある日、それは小学校卒業を迎える前日だったが、わたしが卒業式でチマチョゴリを着ることを知ると娘は暴れた。チマチョゴリを切り裂いてやると言い、卒業式に出ないと言って泣きわめいた。わたしは娘のそばに近寄らないことを引き替え条件にして、チョゴリを着て参加したところ、意外と好評だった。周りが好意的である様子を見ていた娘に近づき、「6年間、尹でがんばってきたからだよ」と言った。「そうかもね」と娘も満足そうだった。

中学も、高校も、大学さえも日本の学校は似たり寄ったりで、尹という名とわたしのチマチョゴリのせいで、娘はよく泣いてわたしたちとけんかになった。

クオーターだし、夫と婚姻届を出して子どもを夫の姓にして生活させればよい、とわたしの母も夫の家族も強くすすめた。そんなに民族名にこだわらなくてもよいだろうと言い子どもの人生は子ども自身のものだし、わざわざ重荷を背負わせるのは残酷であると大勢の友人たちも言った。しかしわたしたちは、親を否定しないことと、ハラボジや朝鮮を隠さないことを願った。つまりは自分のルーツを否定しないで生きてほしかった。また、少々の重荷があった方がまともな人間に育つだろうと考えていた。

わたしは小学生から中学生の頃、自分はいったい何者なのか、日本人なのか朝鮮人なのかと悩んで、不安定で孤独な時期があった。26歳で川崎に来て出会った子どもたちが、かつての自分と同じように悩んでいるのを知って、日本社会はちっとも変わっていないと感じた。

朝鮮人の名前や文化を否定する社会で、朝鮮のアイデンティティを選び取るのは難しい。自由なアイデンティティ、自由な生き方の選択は、朝鮮が日本と対等に置かれ、等距離に見えるところから始まるのではないだろうか。わたしたちは、二人の子どもに「韓国と日本、二つのルーツをもつダブル」だと教えている。わたしの子どもたち、そして多くのダブルの子どもたちが自分のアイデンティティを決めて生き方を選んでいく時に、「自由な選択」と「自己決定」ができるために、わたしの子どもたちを民族名で育てたことはまちがいはなかったと思っている。

民族名だと、すぐに名前を覚えてもらえるし、在日問題や韓国文化に関する話題になりやすく、相手も興味を持ってくれることが多いので、結局は幸せな選択であると考えている。

わたしの孫の時代には、闘わなくても自由に「民族名が名のれる社会」になってほしい。民族名がごく当たり前に見える社会、多文化が共生できる社会を求めていきたい。

V 在日コリアンの民族名 vs 「通名は社会通念で認められている」

戦後日本の裁判で、在日コリアンの名前がはじめて問題になったのが、1970年日立就職差別裁判である。原告の朴鐘碩さんの内定を取り消した日立側は、日本名で願書を出したことを、「虚偽の記載」だといって、自らの行為を正当化した。朴さんが「通名を名のって願書を出したのは嘘つきだからではない」と反論し、在日コリアンが貧困や差別から逃れるため通名を使わざるを得なかった事情を訴えた。横浜地裁判決ではその実態を「きわめて同情すべき点が多く、日立の解雇は無効である」と述べ、就職差別を認定して日立に損害賠償を命じ、朴さんが勝利した。

2005年の積水ハウス事件は、本名を名のって働く徐文平さんが、顧客から3時間に渡る差別的発言により屈辱を受けたことに対し、損害賠償を請求して起こした裁判である。会社側が徐さんを全面的にバックアップし、実質勝訴し和解となった。

このような名前をめぐる過去の裁判と、静岡の裁判のちがいは、原告のAさんのように「本名を強制された」ことについて不当であると考え、在日コリアンの通名を好む者が増えてきているということを示している。しかし「自分は今後も日本名を名のっていきたい」「本名を押し付けられたくない」というAさんのような主張はほんとうに、「自己決定」であるのだろうか？ Aさんはマイノリティであり、Aさんが同僚の味方をしたことによって解雇に追い込まれるのは許せない。

しかし在日コリアンの日本への同化の過程で、在日コリアンのアイデンティティが多様化しているとしても、民族名の意義はなくなりつつあるとはいえないだろう¹²⁾。

12) 民族名を名のらなくてもカミングアウトしていればよい、という人もいる。しかしそこで留まっていれば、日本は多様性に不寛容な社会のままであり、差別は弱いマイノリティ

それよりも、静岡の裁判と「イルム裁判」が、正反対の事例であるにもかかわらず「通名は社会通念によって是認されている」として、差別を肯定する口実となっていることに着目すべきだろう。

一方のAさんへの強制は否定されたが、他方の金稔万さんへの強制は擁護された。その強制は「許容できる範囲」であり「在日コリアンの通名は社会通念上、認められている」から、通名を押し付けた雇い主側の行為は「害意」ではないので許される、として金稔万さんに泣き寝入りさせる根拠となった¹³⁾。

通名は強い権利として認められ、「名前的人格権」よりも優先されることになった。

金稔万さんが抗議しているそばで、雇入れ会社の職員が「きむ」のシールを勝手にはがして捨てるという行為を、周りのだれもが権利の侵害だと気づかなかつた、だけではないだろうか。マジョリティが作った「社会通念」によって民族名を名のる権利が侵害されたことになる。

「社会通念」では、金稔万さんへの人格権の侵害は許されてもしかたがないとする。在日コリアンの民族名をその程度に軽いものとしてしか認識していない。「許されない範囲ではない」と判断したことはマジョリティの暴力ではないだろうか。金稔万さんの本名を名のるまでの永い葛藤、そして通名を押し付けられた時の驚きと屈辱の何ひとつ理解されなかった。彼はその悔しさを次の

に集中してしまうことになる。外国人ニューカマーの子どもがいじめで自殺におこまれた事件や、宮本エリアナさんに対し「日本人らしくないのでミスユニバースの日本代表に選ばれるべきではない」というバッシングがすでに起こっている。見た目で日本人と変わらず、通名が隠れ蓑になる在日コリアンと違って、言葉の問題を抱えたニューカマーの子どもたちや、肌の色で差別される外国人移住者とその子どもたちは、たいへん厳しい状況におかれている。

- 13) 判決文は「その原因行為が、社会通念上、著しく相当性を欠き社会的に到底許容できないものであると評価されない限りは、不法行為として損害賠償義務の対象にはならないというべきである」(2013年11月26日大阪地裁判決2(1)エ)と述べている。

ように語っている。

「取り戻そうとして努力してきたものを踏みにじられた。在日でアンコ（日雇い労働者）の名前なんて雇用主、ましてや元請けのゼネコンにとつたらどうでもええわけ。」

日本社会で是認されている「社会通念」は、通名しか想定しない「社会通念」であり、民族名を名のりたい在日コリアンの姿は浮かんで来ないものである。その「社会通念」は、民族名が使いたくても使えないという差別を覆い隠して日本名を強制するものだと言えないだろうか¹⁴⁾。

VI おわりに—マイノリティが民族名を名のる意味

名前は、人間関係の入り口にあるもので、最初の出会いで、互いの印象を形成する。マイノリティの名前は、出会って名前を公表したその時から自分を開示してさらすことを意味している。名前も言語であり、民族固有の文化を反映しているからである。たとえば、沖縄の名前、アイヌの名前、在日コリアンの名前、他の外国人の名前は、名のること自体がその人のカミングアウトになっている。

一般の社会通念を変え、日本人との人間関係を変えていくためには、在日コリアンも民族名を名のって、カミングアウトすることが大切だろう。障がい者

14) 金稔万さんは次のように指摘している。「創氏改名も法制度としては消滅した。しかし……朝鮮本国に帰国できなかった数十万人の在日朝鮮人にとっては、植民地支配の元で形成された過酷な差別とアイデンティティの喪失は残ったままであった。……国は、在日朝鮮人が通名を強いられている状況について何らの措置を執らないだけでなく、外国人登録での通名の併記、印鑑登録や不動産登記での通名による登録や登記を認めることにより、通名を制度的に保障し、事実上在日朝鮮人の多くが通名を使用する方向に誘導してきた。通名が使用可能な環境形成に加担することによって在日朝鮮人の存在を隠蔽しようとしてきたのである。……」(2013年4月12日「控訴理由書」)

も LGBTX の人も、マイノリティが自己の存在をさらすことで道を切り開いてきた。

金稔万さんのように、民族名で生活する場面を少しでも多く作り出す努力をしていけば、日本社会に対して問いを発し続けることになるだろう。そうした民族名を名のる在日コリアンがもっと増えてほしいと願っている。

わたしは、在日コリアンの存在は、日本社会にとって意義のあるものだと考えている。日本をふるさとだと考える在日コリアンが少数民族として存在し続け、日本社会を多文化で人権意識の高い社会にしていくことは、在日コリアンと日本人にとっての共通の課題であるからだ。

